

新たな外国人材の受入れに関する制度（改正入管法）について

理解を深めよう

平成30年12月14日に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（改正入管法）が公布され、4月1日に施行されることになりました。

江南市内には、現在1,800人を超える外国人が住んでいます。今回の講座では、改正入管法の大まかな概要について理解を深めるとともに、法改正によって多文化共生に関わるボランティアや地域の皆さんにとって、身の回りや地域にどのような影響が考えられるのか、皆さんと一緒に考えてみましょう。

日時 平成31年3月21日（祝・木）
午前10時～（9時45分受付）

場所 布袋北学供 集会室A
住所：江南市木賀町新開278

定員 20名（先着順）

参加料 無料

内容

- 講座「新たな外国人材の受け受入れに関する制度（改正入管法）について」
講師 愛知県県民文化部社会活動推進課多文化共生推進室職員
- 報告「わたしの働き方」在住外国人による報告会
- 交流会



交流会も
あるよ♪

申し込み方法

申込み用紙に必要事項を記入の上、用紙を江南市役所生涯学習課窓口もしくははふくらの家まで直接提出いただくか、市役所生涯学習課に電話でお申込みください。

電話での申込み先：江南市教育委員会生涯学習課（江南市国際交流協会事務局）

0587-54-1111（内線486）

【申し込み用紙】

「多文化共生サポーター養成講座」に参加します

氏名

連絡先

聞きたい事や話して欲しい事、質問など